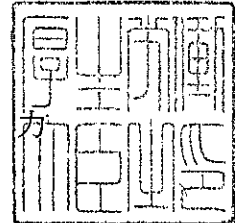


厚生労働省発食安第 0405016 号
平成 16 年 4 月 5 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口

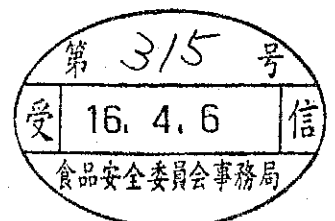


食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に
基づき、厚生労働大臣が食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第
1 項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴か
なければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全
基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる食品健康影響評価を行うことが明らかに
必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき定
められた食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) の一
部を改正し、添加物の規格基準に規定される標準品を別添のとおり改める場合。



(別添)

1. タール色素標準品 12 品目について、「国立医薬品食品衛生研究所標準品」から「別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品」に改める。

食用赤色 2 号標準品、食用赤色 3 号標準品、食用赤色 40 号標準品、食用赤色 102 号標準品、食用赤色 104 号標準品、食用赤色 105 号標準品、食用赤色 106 号標準品、食用黄色 4 号標準品、食用黄色 5 号標準品、食用緑色 3 号標準品、食用青色 1 号標準品、食用青色 2 号標準品

2. キシリトール標準品について、「食品添加物公定書標準品」から「別に厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品」に改める。

3. チアミン塩酸塩標準品、ニコチン酸アミド標準品及びリボフラビン標準品について、「国立医薬品食品衛生研究所標準品」から「日本薬局方標準品」に改める。